

枕崎市行財政集中改革プラン

平成18年3月

枕 崎 市

目 次

第 1	行財政集中改革プラン策定の趣旨等	1
1	社会的背景	1
2	行財政集中改革プランの位置付け	1
3	行財政集中改革プランの期間	1
第 2	行財政改革の推進項目	2
1	財政健全化の推進	2
2	市民協働の推進	7
3	事務事業等の見直し	7
4	民間委託等の推進	9
5	組織機構の見直し	11
6	定員管理の適正化	12
7	職員給与等の適正化	14
8	人材育成の推進	16
9	公正の確保と透明性の向上	17
10	電子自治体の推進	17
11	企業会計等の経営健全化	18
12	第三セクター等の経営健全化	23
第 3	経費節減等の財政効果	24

第1 行財政集中改革プラン策定の趣旨等

1 社会的背景

持続可能な行政サービスを提供できる分権型社会システムへの転換が求められる今日、少子高齢化による人口減少時代の到来、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応していく必要があり、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は地域における市民団体やNPO、企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていくことが重要となっています。

このような状況の中、総務省は、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示し、地方公共団体に対して、この指針を踏まえた新たな行政改革大綱と集中改革プランの策定によって、これまで以上の積極的な行財政改革の推進を図ることを求めています。

2 行財政集中改革プランの位置付け

本市においては、これまでに昭和61年、平成8年、平成13年の3次にわたって行政改革大綱を策定し、特に平成13年の第3次行政改革大綱では、行財政改革の具体的な項目を盛り込んだ「財政健全化目標」と「行財政改革実施計画」を併せて策定し、職員一丸となって積極的に行財政改革の推進に努めてきました。

更に、今回の総務省の新たな指針に基づいて、本市が直面している厳しい状況を打開するため、「収支均衡型財政への転換」「市民の視点に立った行政運営と透明性の向上」「市民と行政の協働」を基本方針とした、第4次「枕崎市行政改革大綱」を平成17年11月に策定しました。

この新たな行政改革大綱の基本理念に基づき、民間委託等の推進や職員の定員管理・給与等の適正化など行財政改革の主要課題について、具体的な取組を集中的に実施するため、従来の「財政健全化目標」と「行財政改革実施計画」を一体化したものとして「行財政集中改革プラン」を策定し、行財政改革の推進に積極的かつ計画的に取り組んでいくものです。

なお、行財政改革の推進状況等については、市民に積極的に情報を開示して説明責任を確保するとともに、社会経済情勢等の変化や国等の施策の変更等に対応した見直しも継続して行っていきます。

3 行財政集中改革プランの期間

この行財政集中改革プランは、本市の行財政改革事項について、平成17年度を起点として、平成21年度までの集中的な具体的取組を明示するものです。

第2 行財政改革の推進項目

1 財政健全化の推進

本市の財政状況は、長引く景気の低迷により市税などの自主財源の増収は期待できず、また、国における三位一体の改革による地方交付税等の削減など大変厳しい現実に直面しており、何の手立ても打たずに、これまでどおりの財政運営を継続すれば、財政再建団体へ転落しかねないという危機的状況にあります。

今後においても続くと思われる厳しい経済状況の下、中長期的な財政見通しを的確に行うとともに、市のすべての業務を対象とした見直しを行い、税収を柱とした歳入の確保と、歳入に見合った歳出を実現するなど、早期に健全な財政構造を確立する必要があります。

【これまでの財政状況】

○歳入歳出決算

(単位 百万円)

区 分		平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)
歳 入	市税	2,108	2,134	2,149	2,105	2,219
	地方交付税	4,894	4,582	4,283	4,017	3,796
	地方譲与税	190	189	190	199	254
	市債	1,415	1,331	1,297	1,342	1,186
	うち臨時財政対策債		139	302	572	411
	その他	3,201	3,014	2,937	2,882	3,009
	合 計	11,808	11,250	10,856	10,545	10,464
歳 出	義務的経費	5,458	5,611	5,555	5,676	5,667
	うち人件費	2,506	2,517	2,460	2,501	2,445
	うち扶助費	1,330	1,457	1,522	1,624	1,676
	うち公債費	1,622	1,637	1,573	1,551	1,546
	その他経費	3,708	3,800	3,622	3,573	3,508
	投資的経費	2,474	1,780	1,589	1,220	1,187
合 計	11,640	11,191	10,766	10,469	10,362	
歳入歳出差引		168	59	90	76	102

※ 歳入の「その他」は、国県支出金や諸収入、使用料、地方消費税交付金等

※ 歳出の「その他経費」は、物件費や補助費等、繰出金等

(歳 入)

市税と地方交付税、地方譲与税に市債の臨時財政対策債を加えた一般財源は、平成12年度が約72億円であったものが、平成16年度には約67億円と約5億円減少しました。

景気の低迷等により市税収入が伸びない中、地方交付税は大幅な見直しがなされ、大きく減少しました。

(歳 出)

人件費は、全体的には微減となっていますが、退職手当を除くと、平成12年度は約24億円であったものが、平成16年度には約21億円となっており、行財政改革による定員・給与の適正化の取組などにより抑制に努めました。

扶助費は、対象者の増加や児童扶養手当等の権限委譲、児童手当等の制度の拡充等により増加しています。

公債費は、平成11年度に公債費負担適正化計画策定団体になり、計画に従って削減に努めてきた結果、減少傾向にあります。

その他の経費では、社会保障に係る繰出金（介護保険、老人保健）が、給付費等の増により増加しています。

投資的経費は、従来からも有利な地方債を活用しながら実施してきていますが、地方債残高の縮減を図る中、全体的に減少してきています。

○主要財政指標の推移

区 分	平成12年度 (2000年度)	平成13年度 (2001年度)	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)
経常収支比率 (%)	91.6	94.0	95.1	96.4	96.2
市税徴収率 (%)	89.5	89.9	90.0	91.4	93.3
起債制限比率 (%)	14.6	14.2	13.7	13.5	13.3
市債残高 (百万円)	13,805	13,921	14,045	14,206	14,192
財政調整基金 (百万円)	280	267	243	190	243
減債基金 (百万円)	73	114	124	4	4

(経常収支比率)

算出の分母である経常一般財源収入は、平成12年度と平成16年度を比較すると、普通交付税の見直し等により約4億円減少しており、分子である歳出の経常経費に充当された一般財源は、約6千万円の減にとどまっているため、比率は悪化しています。

充当一般財源は、行財政改革の取組などにより、人件費や物件費、補助費等などは減少しているものの、社会保障関係経費の増加により扶助費と繰出金が合わせて約2億7千万円増加しているため、全体では微減にとどまっています。

(市税徴収率)

各年度での徴収努力による計画的な納税相談や、滞納処分、不納欠損処分などを行いながら数値改善に努めた結果、平成15年度から県内各市の平均を上回っています。

(起債制限比率)

平成11年度に公債費負担適正化計画策定団体になり，交付税措置のある有利な地方債の活用を図るなど，比率の引き下げに努力してきました。

思うように比率が減少していかない理由として，普通交付税の見直しによる標準財政規模の減少が挙げられます。比率算出の分母の基礎となる標準財政規模と臨時財政対策債の合計額は，平成12年度と平成16年度を比較すると，約5億円減少しています。

一方，公債費に充当された一般財源は微減ではありますが，それに含まれる交付税措置額は，平成12年度と平成16年度を比較すると，約9千万円増加しています。充当一般財源から交付税措置額を引いた実質の一般財源が，その分減少したことになり，結果として比率が減少しているものです。

(市債残高)

年々市債残高は増加してきていましたが，平成16年度は前年度から久しぶりに減少しました。

前年度より残高が減少するのは昭和45年度以来のことでしたが，制度変更による臨時財政対策債の影響を除けば，平成12年度がピークで年々減少しており，平成16年度は平成12年度と比較して約10億円少ない128億円程度となっています。

(財政調整基金残高)

類似団体の基金残高は，平成15年度末で7億円程度であり，本市の残高はそれと比べても非常に少ない状況です。

(減債基金残高)

類似団体の基金残高は，平成15年度末で4億円程度であり，本市の残高はそれと比べても非常に少ない状況です。

平成11年度に公債費負担適正化計画策定団体になり，繰上償還に対応するべく減債基金への積立てを進めてきましたが，地方交付税の圧縮による財源不足により大部分を取り崩しました。

【今後の財政推計】

○歳入歳出予算

(単位 百万円)

区 分		平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
入	市税	2,184	2,174	2,371	2,380	2,345
	地方交付税	3,714	3,560	3,646	3,621	3,613
	地方譲与税	299	373	204	204	204
	市債	1,061	1,101	1,178	1,083	1,013
	うち臨時財政対策債	315	277	277	277	277
	うち退職手当債			225	125	75
	その他	2,962	2,680	2,444	2,441	2,439
	合 計	10,220	9,888	9,843	9,729	9,614
出	義務的経費	5,459	5,411	5,677	5,603	5,575
	うち人件費	2,248	2,142	2,330	2,186	2,117
	うち扶助費	1,723	1,776	1,807	1,838	1,870
	うち公債費	1,488	1,493	1,540	1,579	1,588
	その他経費	3,524	3,252	3,167	3,181	3,190
	投資的経費	1,232	1,220	1,101	1,072	1,033
	合 計	10,215	9,883	9,945	9,856	9,798
歳入歳出差引		5	5	△102	△127	△184

今後の見直し額			107	166	200
---------	--	--	-----	-----	-----

※ 平成17年度は最終補正後予算額，平成18年度は肉付け後予算見込額。（それぞれ臨空工業団地用地取得分を除く。）

※ 歳入の「その他」は，国県支出金や諸収入，使用料，地方消費税交付金等。

※ 歳出の「その他経費」は，物件費や補助費等，繰出金等。

○主要財政指標の推移見込

区 分	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)
経常収支比率 (%)	97.1	97.3	96.0	96.4	96.8
起債制限比率 (%)	13.2	13.1	12.8	12.8	12.7
市債残高 (百万円)	14,071	13,991	13,912	13,685	13,374
財政調整基金 (百万円)	114	5	6	7	8
減債基金 (百万円)	4	4	4	4	4

※ 平成19年度以降は，定年退職者の退職手当の一部に退職手当債を充当することとしているので，経常収支比率は上昇していません。

(財政の見通し)

行財政集中改革プラン期間中の財政見通しは、平成18年度肉付け後予算見込額をベースに推計したもので、現行制度を基本にしています。

国の「三位一体の改革」により、税源は委譲されているものの、地方交付税の圧縮がなされ、一般財源総額では減少してきました。行財政改革の確実な実施や基金の取り崩しにより、これまで対応してきましたが、既に基金は枯渇している状況です。

平成18年度当初の見直しにより18年度は予算編成ができましたが、平成19年度以降は、まだ財源不足が見込まれています。今後も一般財源総額では減少傾向が続いていくと思われますので、この行財政集中改革プランを着実に推進し、更にスピードアップを図り、健全な財政基盤を確立しなければなりません。

平成19年度からの団塊世代の退職者の増加に伴い、退職手当が多額になりますが、このほど制度創設された退職手当債を充当することで財源不足を一部解消しました。しかしながら、後年度の公債費に影響してきますので、その後の新規採用者を抑制する中で、償還財源を確保していきます。

2 市民協働の推進

まちづくりの主人公は市民であるという基本に立ち、市民が自主的に行政や地域にかかわりを持つために、市民と行政との相互理解と適切な役割分担に基づく協力体制を構築し、それぞれの分野で市民の経験や知恵・能力などを活用しながら、生き生きとした協働によるまちづくりを進めます。

そのためには、行財政改革の方針や計画についても、市民へわかりやすく公表し、理解と協力を求めるとともに、地域コミュニティの充実による地域の自立と互助活動などを推進し、市民や地域自らも更なる公共の担い手となっていく環境の醸成も不可欠となります。

また、今後においては、NPO法人やボランティア団体などにおいても、公共の担い手のパートナーとなり得るように、その活動の支援や育成に積極的に取り組みます。

【今後の主な市民協働の取組】

取組項目	内 容
NPO法人やボランティア団体等の窓口等の充実	NPO法人やボランティア団体などの活動等に対する窓口の充実に努めます。
ボランティア登録制度の充実	ボランティア登録制度の充実に図り、ボランティア活動への参加を促進します。
住民組織による公共施設等の環境美化活動や管理等の推進	公民館などの住民組織による、地域の公園や道路・河川等の公共施設等の環境美化活動や管理等を推進します。
公園、道路等の里親制度等の導入	公民館などの住民組織による、地域の公園、道路等の里親制度などの導入を進めます。

3 事務事業等の見直し

複雑・多様化する住民ニーズや、地方分権の進展に伴う新たな行政課題に、限られた資源を有効に活用して的確に対応していくため、行政評価制度の導入などによる客観的な評価結果を以後の行政運営に反映させていく仕組づくりを確立し、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－見直し（Action）の、[PDCA]サイクルを定着させて、事務事業等の見直しに取り組みます。

【今後の事務事業等の見直しに当たっての基本的な考え方】

区 分	見 直 し の 基 本 的 考 え 方
① 自主財源の確保	<p>市税を中心とする各種の収入金について、それぞれの収納の数値目標を設定するとともに、口座振替制度の利用推進等を図り、一層の収納の向上に取り組んで自主財源の確保に努めます。</p> <p>また、各種の収入未済金についても、徴収体制等を整備して引き続き収入未済額の解消に努め、自主財源の確保と市民負担の公平性を確保します。</p>
② 受益者負担の見直し	<p>使用料・手数料等の市民の負担については、市が行う行政サービスに係る経費として市民に応分の負担をお願いしています。</p> <p>今後ともサービスに要するコストの縮減に努めるとともに、社会経済情勢等も十分に配慮しながら、受益者負担の原則にのっとり、サービスに応じた適正な水準での負担額の設定や見直しを行います。</p>
③ 事務事業等の再編・整理等	<p>事務事業全般にわたって、行政と市民の役割分担のあり方や、受益と負担の公平確保・費用対効果など、幅広い角度から精査し、事務事業の選択と重点化を図るとともに、事務事業の再編や整理等を進め、経費の節減と効率化を推進します。</p>
④ 経常経費の見直し	<p>光熱水費、消耗品費、印刷製本費、旅費などの経常的な内部管理経費等については、執行方法の効率化など創意と工夫によって、徹底した経費節減を行います。</p>
⑤ 補助金・負担金の見直し	<p>補助団体等に対して、本市の財政状況や協働のまちづくりなどの理解を得ながら、「客観的に認められる公益上の必要がある場合において、自助努力をもってもなお不足する分を補助する」という補助金交付の原則に立ち戻り、事業目的の達成度・事業内容・補助対象経費などについて検討を行いながら、継続して見直しを行います。</p> <p>また、市が加入している各種団体の負担金についても、他の加入団体と連携をとりながら、再度原点に立って積極的に見直しを行います。</p>
⑥ 単独扶助費の見直し	<p>少子高齢化の進行や国の諸制度の改正などに伴い、扶助費についての市の負担は増嵩傾向にあります。聖域化することなく、社会的公平性や利用者の負担割合などを勘案して、国・県の基準に上乗せした事業や市単独での事業の抑制を行います。</p>

4 民間委託等の推進

「枕崎市民間委託推進ガイドライン」を指針として、行政の守備範囲を見直していく中で、「民間にできることは民間に」を基本に、各施設や全ての事務事業等について総点検を行い、行政責任の確保や市民サービスの維持向上に配慮しつつ、民間委託等により実施することが効率的・効果的なものについては、積極的かつ計画的に民間委託等を推進します。

【平成17年度における公の施設の管理運営の状況】

管理・運営の形態	施設の種別	施設名
指定管理者制度の導入 (1施設)	文教施設	サン・フレッシュ枕崎
管理委託制度の導入 (5施設)	産業振興施設	クリーン堆肥センター
	医療・社会福祉施設	老人デイサービスセンター，福祉会館，上釜会館，火之神集会所
施設管理等の一部委託 (56施設)	レクリエーション・スポーツ施設	塩浜運動場，深浦運動場，総合体育館，武道館，弓道場
	産業振興施設	妙見センター，勤労青少年ホーム
	基盤施設	飛行場，都市公園（25公園），火之神公園（プール，キャンプ場），公共下水道施設（排水施設，終末処理場），水道事業
	文教施設	小学校2校（学校用務員業務），市民会館，地区公民館（5公民館），市立図書館，南浜館，少年の森
	医療・社会福祉施設	健康センター，枕崎児童館，片平山児童センター，市立保育所，養護老人ホーム妙見の里，陶芸館，市立病院
全部直営 (37施設)	レクリエーション・スポーツ施設	妙見グラウンド，妙見の森，田布川運動場
	産業振興施設	畜産センター
	基盤施設	市営駐車場（3駐車場），市営住宅（16団地），特定優良賃貸住宅（3住宅）
	文教施設	小学校（3校），中学校（4校），海洋センター
	その他の施設	市営墓地（3墓地）

【平成17年度における主な事務等の委託状況】

全部委託	庁舎宿日直業務，レセプト点検業務，ホームヘルパー派遣業務，福祉給食サービス業務，一般ごみ収集業務，水道メーター検針業務，漁港使用料徴収業務など
一部委託	庁舎清掃業務，電話交換業務，公用車運転業務，庁内情報システム維持業務，介護保険事務，市立保育所（保母・調理業務），養護老人ホーム妙見の里（寮母・厨房業務），市立病院（看護・窓口・厨房業務），水道料金徴収業務，道路の維持補修・清掃業務，道路作業用重機運転業務，学校用務員業務，図書館事務，学校給食センター（調理・運搬業務）など

【今後の主な施設管理運営及び業務の民間委託等の取組】

管理・運営の形態	目標年度	施設名及び業務内容
施設の 民営化	平成18年度	市立保育所
	平成20年度	養護老人ホーム妙見の里
指定管理者 制度の導入	平成18年度	クリーン堆肥センター
	平成18年度	福祉会館
	平成18年度	上釜会館
	平成18年度	火之神集会所
	平成20年度	陶芸館
	平成21年度	市立図書館
業務の 民間委託	平成22年度	学校給食センター（給食調理業務及び運搬業務）
	平成24年度	小学校・中学校（学校用務員業務）

5 組織機構の見直し

組織機構の見直しに当たっては、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに即応しながら全体的な組織機構のスリム化を図り、これまでの縦割り型の組織体制を再編するとともに、簡素で効率的な組織機構の構築に向けて取り組みます。

また、人員配置についても、それぞれの職員の仕事内容や仕事量など、市役所全体の業務量等を的確に把握して、業務能力の一層の向上につなげる柔軟な人員配置に取り組みます。

【組織機構と職員数の推移】

(各年度4月1日現在)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(組織機構)						(予定)
部	4部	4部	4部	4部	4部	—
課 等	28課	27課	29課	27課	26課	25課
係 等	62係	61係	61係	59係	59係	56係
(職員数)						
部 長	4人	4人	4人	5人	4人	0人
課 長	28人	26人	27人	25人	25人	
参 事	2人	2人	2人	3人	3人	
係 長	57人	57人	56人	54人	53人	
主 査	18人	16人	17人	17人	13人	
主事・技師	245人	245人	238人	232人	228人	
計	354人	350人	344人	336人	326人	318人

【今後の組織機構の見直しの取組】

取 組 項 目	内 容
収入役の廃止	平成18年度から収入役の配置を廃止して、助役が収入役の事務を兼掌することとします。
部制の廃止	平成18年度から部制を廃止して、組織機構のフラット化と簡素化を図ります。
組織のスリム化	今後も引き続き課や係の統廃合を行い、組織機構のスリム化を進めます。
仕事がしやすい組織の構築	チーム制・グループ制の導入の検討や、課・係の枠を超えて臨機応変に応援体制がとれる体制など、仕事がしやすい組織体制を検討します。

6 定員管理の適正化

定員管理の適正化については、平成11年4月1日から平成16年4月1日までの5年間において、全国の地方公共団体の総定員の削減率が4.6パーセントでしたが、本市ではこれを上回る削減率6.7パーセントの定員減（24人）を行うなど、これまでも積極的に定員管理の適正化に努めてきました。

今後においても、「定員適正化計画」に基づき、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や民間委託等の積極的な推進、更に行政の守備範囲を見直す中での市民協働の推進などにより、新規職員採用の抑制等を行いながら計画的に職員定数を削減します。

具体的な数値目標としては、平成22年4月1日の職員数を、平成17年4月1日の326人に比べ、36人少ない290人（削減率11.0パーセント）を目標として、引き続き計画的な職員定数の削減を目指します。

なお、職員定数の削減が市民サービスの低下を招くことのないように、効率的な組織機構の構築、職員の意識改革及び能力の向上に努めます。

【集中改革プランの計画期間における定員適正化計画】

- ① 期 間 平成18年度～22年度（5箇年）

- ② 数値目標 平成17年4月1日現在の職員数を起点として、平成22年4月1日までに36人の職員の削減（純減率11.0%）を目指します。

- ③ 職員削減の進め方
 - ・ 組織機構の簡素合理化
 - ・ 事務事業の整理・合理化
 - ・ 行政の守備範囲の見直しと市民協働の推進
 - ・ 民間委託等の推進
 - ・ 嘱託員及び臨時職員等の有効活用など

④ 過去5年間（平成12年度～平成16年度）の削減実績値

※平成11年4月1日現在の職員数を起点とした削減数，純減率

（各年度4月1日現在）

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	(参考) 平成17年度
職 員 総 数	360人	356人	354人	350人	344人	336人	326人
対前年度 削 減 数	—	△4人	△2人	△4人	△6人	△8人	△10人
(累 計)	—	△4人	△6人	△10人	△16人	△24人	△34人
純 減 率	—	1.1%	1.7%	2.8%	4.4%	6.7%	9.4%

⑤ 今後5年間（平成18年度～平成22年度）の削減目標値

※平成17年4月1日現在の職員数を起点とした削減数，純減割合

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
職 員 総 数	326人	318人	313人	302人	296人	290人
採 用 予 定 者 数	2人	0人	0人	3人	2人	2人
退 職 予 定 者 数	△8人	△5人	△14人	△8人	△8人	△9人
対前年度 削 減 数	△10人	△8人	△5人	△11人	△6人	△6人
(累 計)	—	△8人	△13人	△24人	△30人	△36人
純 減 率	—	2.5%	4.0%	7.4%	9.2%	11.0%

※ 「職員総数」は，各年度の4月1日現在の職員総数

※ 「採用予定者数」は，各年度の職員総数に含まれる。

7 職員給与等の適正化

地方公務員の給与体系は、人事院勧告制度に基づいた給与額の決定を基本としているものの、本市の給与制度の実態は、国家公務員の制度を上回る部分も存在し、その見直しが喫緊の課題となっています。

国において進められている公務員制度改革の性格や内容を踏まえるとともに、民間企業などとの均衡を図りながら、市民の理解が得られる給与制度等の適正化を目指します。

【平成16年度～平成17年度の主な職員給与等適正化の取組】

- ① 特別職給与の削減
 - ・市長10％，助役・収入役・教育長の給与5％削減（平成16年10月～）
- ② 一般職給与の削減
 - ・全職員の給与5％削減（平成16年10月～平成19年3月31日）
- ③ 枠外昇給の運用の見直し（平成17年4月～）
- ④ 特殊勤務手当の見直し
 - ・水道業務手当の支給月額の見直し（平成17年5月～）
- ⑤ 退職時特別昇給制度の廃止（平成17年7月～）
- ⑥ 農業委員会の委員定数の削減による報酬総額の削減
 - ・選挙で選ばれる農業委員会委員の定数を4名削減（平成17年7月～）

【今後の主な職員給与等適正化の取組】

取組項目	内 容
市長等給与の削減	現在の市長等給与を更に削減します。 (市長10%→20%, 助役5%→10%, 教育長5%→8%) (平成18年度から実施)
市議会議員定数削減による報酬総額の削減	議員提案により, 次期改選期(平成19年4月)から市議会議員の定数を4名削減の18名とし, 報酬総額を削減します。
各種委員会委員の報酬等の見直し	各種委員会委員の報酬等について, 委員会の開催時間等を勘案して半日報酬の導入を行うなどの見直しを行います。 (平成18年度から実施)
給与構造改革の実施	地域の民間企業との給与の均衡を図るため, 国において進められている給与構造の改革に準じ給与水準の引き下げを行うとともに, 年功的な給与上昇の抑制及び職務・職責に応じた給与構造への転換を行います。(平成18年度から実施)
給与構造改革に対応する能力給・勤務評定制度の導入	給料表構造の見直し及び新たな昇給制度導入等の給与構造改革に対応した, 能力給及び勤務評定制度の導入に取り組みます。
高齢層職員の昇給圧縮	高齢層職員の昇給を, 国の制度に準じて圧縮します。 (平成18年度から実施)
級別標準職務基準表の見直し	職務給の原則に基づき, 職務・職責に応じた給与体系を推進する観点から, 級構成の再編を行って級別標準職務基準表を見直します。(平成18年度から実施)
特別昇給の見直し	新規採用者の特別昇給を見直します。 (平成18年度から実施) また, 永年勤続表彰に係る特別昇給の見直しに取り組みます。
退職手当制度の見直し	国家公務員の退職手当制度の見直しに準じ, 本市の退職手当制度についても在職期間の貢献度をよりの確に反映する退職手当制度に見直します。(平成18年度から実施)
定年退職予定者の特別昇給の見直し	国においては, 定年退職予定者の特別昇給がないことから, 定年退職予定者の特別昇給を見直して退職手当を削減します。 (平成18年度から実施)
管理職手当の削減	課長等の管理職手当の支給割合を更に削減します。 (6%→4%, 平成18年度から実施)
住居手当の見直し	持ち家に対する住居手当の支給を, 国の制度に準じた支給期間の見直しに取り組みます。
通勤手当の見直し	通勤距離による各支給区分の支給額について減額して見直します。 (平成18年度から実施) また, 通勤距離2km未満の通勤手当の支給の廃止に取り組みます。
特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当全般について精査し, 著しく特殊な勤務と認めがたい手当, 勤務の特殊性が薄れている手当等の廃止や支給対象者の限定, 月額支給を日額支給とするなどの見直しを行います。 (一部は平成18年度から実施)

8 人材育成の推進

地方分権や多様化・高度化する行政需要等に対応し、行財政改革を確実に推進させるためには、職員一人ひとりの意識改革と総合的な人材育成を通じた職員の資質向上が重要な課題です。

「枕崎市人材育成基本方針」に基づいて、総合的、計画的に職員の人材育成を推進し、全体の奉仕者として市民サービスの向上に努めます。

更に、国の公務員制度改革を踏まえた本市独自の人材育成を推進するとともに、能力や成果を人事・給与に反映していくなど、国の公務員制度改革と連動した能力・成果主義を導入します。

【目指す職員像】

- ・市民の満足を最優先に考える職員
- ・創造と改革に挑戦する職員
- ・プロ意識を持ち、自ら考え、主体的に行動する職員
- ・効率的な仕事をする職員

【今後の主な人材育成の推進の取組】

取組項目	内 容
各種職員研修の充実	職員の政策形成能力などを高めるための専門研修や職場内研修など、各種職員研修を充実させます。また、広域的視点に立った自治体相互間の職員研修についても推進します。
職員の接遇の向上	職員向けの「接遇ハンドブック」を作成して全職員に配布するとともに、引き続き接遇研修を年次的に実施し、職員の接遇の向上に努めます。
給与構造の見直しに対応する能力給・勤務評定制度の導入	国の公務員制度改革に的確に対応するため、職員の目標設定や勤務評定の実施に係るガイドラインを策定するとともに、管理職に対して勤務評定の実務研修等を実施し、能力給及び勤務評定制度を導入します。
職務専念義務免除取扱いの見直し	夏季休暇等の職務専念義務免除の取扱いを見直します。
人事異動に係る希望申告制度の導入	職員の勤労意欲喚起の観点から、人事異動に係る希望申告制度を導入します。

9 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、行政の推進に当たっては、なお一層の市民への説明責任を果たし、市民の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ることが必要です。

市が策定する基本的な施策等については、市民に説明して市民の市政への参画を促進し、市の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図ります。

また、行財政改革の推進状況についても、市民に積極的に情報開示し、市民と共に行財政改革を進めます。

10 電子自治体の推進

国においては、電子政府の構築とともに電子自治体の構築が重点施策の一つとして位置付けられており、行政情報の電子化、オンライン化が国・地方においても強く求められています。

電子自治体の推進に当たっては、情報セキュリティの確保に十分留意しつつ、行政手続のオンライン化の推進、住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワークシステムなどの活用によって市民サービスの向上を図ります。

また、事務処理の電算化、電算システムの改善を積極的に行うことにより、事務の効率化による職員定数の削減などの行財政改革を推進します。

【平成17年度の電算システムの導入等の状況】

- ・ 戸籍電算システムの導入（平成17年8月～）
- ・ 行政手続のオンライン化の開始（電子申請）（平成18年1月～）

【今後の電算システム導入等の取組・課題】

取組項目	内 容
財務会計システムの導入	平成19年度を目標として財務会計システムを導入し、予算編成や決算事務、会計処理等の事務処理の効率化を図ります。
行政評価システムの導入	財務会計システムの導入後に行政評価システムを導入し、事務事業や施策の実施による効果を客観的に評価して、行政運営に反映させていく仕組みを構築します。
図書館電算システムの導入	現在データ化されている蔵書データを活用して図書館電算システムの導入に取り組み、図書館利用者のサービス向上と事務処理の効率化を図ります。
除籍・原戸籍等の電算システムの導入	平成17年8月にスタートした戸籍電算システムは、現在戸籍・附票のみの処理であり、今後改製原戸籍・除籍等の計画的な電算化に取り組み、事務処理の効率化を図ります。

11 企業会計等の経営健全化

地方公営企業等は、市民生活に必要なサービスを安定的に継続して供給するために、中・長期的な視点に立った経営基盤の強化に積極的に取り組むことが求められています。

企業会計等の経営健全化のために、それぞれの会計の事業趣旨にのっとり、経営全般についての総点検による事務事業の見直しや民間委託等を推進するとともに、組織の簡素化や定員管理及び職員給与等についても一層の適正化を図り、独立採算を基本とした健全な経営に取り組みます。

経営健全化対策

【水道事業会計（企業会計）】

(1) これまでの主な経営健全化対策の取組状況

- ・ 金山浄水場における日直業務の民間委託の実施（平成12年4月～）
- ・ 水道メーター取替業務の民間委託の実施（平成12年4月～）
- ・ 上水道料金の改定（平成13年1月～）
- ・ 変更認可（給水人口・給水量・取水地点の変更）及び枕崎市上水道事業基本計画書の作成（平成16年3月）

(2) 今後の経営健全化対策の取組

水道事業においては、近年の社会経済情勢の著しい変化や厳しい経営環境の下で、「安心して安定した水道水の供給」を持続していくため、一層の経営基盤の強化と自立性の向上が求められています。

今後とも長期的展望に立って、安定した災害に強い水道施設の整備を進めていくとともに、様々な民間的経営手法の積極的な導入や民間委託等の実施による経済性や効率性の向上、組織の簡素合理化、人員配置の適正化等を推進し、水道事業の独立採算を基本とした、更なる経営の健全化・効率化を目指します。

ア 計画的な事業推進と経費節減

水道事業は、昭和16年に給水を開始してから60年余りが経過し、老朽化した水道施設の改修が急務となっています。

今後における施設改修等の事業実施については、第5次枕崎市総合振興計画に基づいて計画的に推進します。

なお、事業の実施に当たっては、これまで老朽管の更新をはじめとする関連施設等の整備に多大な費用を要し、その債務の償還についても大きな負担になっていることから、水道収益と企業債償還利息との収支バランスを考慮し、借入金を極力抑えた財政運営に努めながら、主体的に経費の節減を図ります。

イ 民間委託等の推進

水道施設の管理運営や、現在職員が行っている業務で民間に委ねることが可能なものについては、安全性を考慮しながら経済性や効率性等の比較検討を行って、市民サービスの低下を招かない体制で民間委託等を推進し、経済性や効率性の向上、組織の簡素化、人員配置の適正化等を推進します。

ウ 水道料金の収納対策

水道事業の運営上必要な経費は、その事業による収入によって賄わなければならないという原則から、水道料金の収納については未納のないよう万全を期す必要があります。

水道料金の収納については、口座振替制度を推進していくとともに、こまめな電話催告や個別訪問等を実施し、滞納が長期化しないように早期に対処します。

また、納入催告や納入相談等に応じないなどの止むを得ない場合は、給水停止措置を実施するなど、収納対策の強化を図ります。

エ 水道料金について

人口の減少が続く現在の厳しい経営環境の下、施設の改修整備等を行いながら水道事業を持続していくためには、徹底した経営の合理化によってもなお吸収できない場合は、妥当性と公平性を保ちながら、原価を基にした水道料金の改定によって財源を賄わざるを得ないところです。

しかしながら、水道料金の改定については、市民生活に及ぼす影響を考慮して、少しでも改定時期を先送りできるように、引き続き有収率の向上等による収益確保の取組や民間委託等の推進による施設の効率的な運営などによる内部管理経費の徹底した削減に努めます。

【市立病院事業会計（企業会計）】

(1) これまでの主な経営健全化対策の取組状況

- ・看護基準見直し（看護助手増員）による医業収入の増収（平成15年7月～）
- ・厨房業務の民間委託の実施（平成16年4月～）
- ・窓口業務の民間委託の実施（平成16年4月～）
- ・レントゲン業務の委託化（平成17年4月～）
- ・遊休資産の処分（平成17年5月）
- ・非常勤医師の増員による医業収入の増収（平成17年6月～）
- ・院内で情報を共有して問題等に対応するための各委員会（院内感染防止対策委員会、安全管理対策委員会、褥瘡管理対策委員会^{じよくそう}）の設置（平成17年7月）
- ・接遇向上を図るためのサービス向上委員会の設置（平成17年11月）

(2) 今後の経営健全化対策の取組

病院事業を取り巻く環境は、診療報酬等の見直しや、医療・介護保険制度改革など大きな変革の時期にあります。

これらの変化に柔軟に対応し、継続した安全な医療の提供と安定した経営を行うため、他の医療機関とも連携を図りながら病床の効率的な活用などに努め、収益の向上を図ります。

また、主要経費である薬品や診療材料等の効率的な購入などにより経費削減に努めるとともに、診療体制の充実や施設・設備等の年次的整備を進め、市民から信頼される医療機関としての病院づくりに努めます。

ア 診療報酬の適正化

- ・診療報酬の減点査定の縮小を図るため、査定結果の分析及び再審査請求への取組を強化します。

イ 使用料・手数料の見直し

- ・社会経済情勢等も十分に配慮しながら、文書料等の適正な見直しを行います。

ウ 施設・設備等の年次的整備

- ・老朽化した厨房施設の建替えなど、施設・設備の整備や充実に努めます。
- ・医療機器の適正な管理に努め、現有機器類の改善と充実に努めます。

エ 医療環境の充実

- ・有為な人材の確保と育成に努め、快適な医療環境づくりを進めます。

【公共下水道事業特別会計（特別会計）】

(1) これまでの主な経営健全化対策の取組状況

- ・下水道使用料の改定（平成13年1月～）
- ・下水道区域外接続協力金の賦課徴収（平成15年7月～）

(2) 今後の経営健全化対策の取組

下水道事業は、生活污水や水産加工場等の工場汚水を科学的・衛生的に処理し、市民の快適な生活環境の向上と海や河川などの共用水域の水質保全を図る上で欠くことのできない事業です。

人口の減少や厳しい財政状況の中で、下水道事業を計画的に普及促進していくためには、何よりも財政基盤の強化が求められます。

下水道使用料等の収入の確保や、民間委託の推進などによる維持管理経費の削減等によって、一層の健全な財政運営を図るとともに、整備事業についても引き続き早期完成に向けて計画的に実施します。

ア 下水道使用料の確保

下水道事業を計画的に普及促進していくという観点から、下水道供用開始区域内で下水道に接続していない一般家庭や水産加工場等の事業所などの、早急な下水道への接続が大きな課題となっています。

未接続世帯等の下水道事業に対する意識の向上と普及の促進を図るため、個別訪問等を実施するとともに、下水道接続への理解と協力を得て水洗化を促進し、施設等の効率的な運営と事業運営上必要な経費としての下水道使用料の増収を目指します。

イ 下水道使用料等の収納対策

下水道使用料や受益者負担金の収入未済については、引き続き電話催告や個別訪問等を実施するとともに、徴収体制等の整備も行いながら収入未済額の解消に努め、事業運営上必要な収入の確保と市民負担の公平性を確保します。

ウ 処理施設等の計画的な整備と経費節減

処理施設等の計画的な改築更新を行うとともに、施設の管理運営についても組織の簡素合理化を図りながら、全面的な民間委託を段階的に実施する方向で検討を進め、維持管理経費の縮減を図ります。

エ 下水道使用料について

企業会計システムの導入による事務の効率化や、民間委託の推進による組織の簡素合理化、職員定数の削減等による維持管理経費の縮減など、下水道事業の独立採算を基本として最大限の内部経費の縮減に努めた上で、下水道使用料の改定についても検討します。

定員管理，職員給与の適正化

(1) 企業会計等の定員管理の適正化

企業会計等における定員管理の適正化については，全体的な「枕崎市定員適正化計画」の中で，それぞれの会計における事務事業の見直しや民間委託等の推進によって定員管理の適正化を図ってきました。

今後も，全体的な定員管理の適正化の取組の中で，それぞれの会計においても企業会計等の独立採算を基本とする考え方を踏まえ，一層の定員管理の適正化を進めます。

(2) 企業会計等の職員給与の適正化

企業会計等の職員給与の適正化については，全体的な職員給与の適正化の取組の中で，職員給与の5%削減（平成16年10月～平成19年3月31日）等を実施しています。

今後の企業会計等の職員給与の適正化の取組についても，全体的な職員給与の適正化の取組に歩調を合わせて，一層の職員給与の適正化を進めます。

12 第三セクター等の経営健全化

(1) 第三セクター

本市の第三セクターについては、それぞれの時代の要請に応じて設立され、市の行政施策と連携しながら、地域振興などに大きな役割を果たしてきているところです。

しかしながら、その経営状況等については、設立当初はある程度の採算性を見込んだものの、その後の第三セクターを取り巻く社会情勢や経済環境の変化等によって経営が悪化している法人も存在し、その経営改善等に積極的に取り組むことが求められています。

第三セクターの経営健全化については、国が策定した「第三セクターに関する指針」に基づき、本市においても第三セクターの健全経営に向けて、運営の指導監督等に積極的に取り組みます。

なお、「南薩エアポート(株)」「(株)枕崎お魚センター」「(財)南薩地域地場産業振興センター」の3つの第三セクターについては、経営改善計画の策定など積極的な経営改善等に連携して取り組みます。

【枕崎市にある第三セクター】

平成17年3月31日現在

法人名	設立	出資金等 (千円)	うち市出資金等 (千円)	市出資割合
(株)枕崎市かつお公社	昭和50年	45,000	15,000	33.3%
南薩エアポート(株)	平成2年	143,500	80,000	55.7%
(株)枕崎お魚センター	平成4年	50,000	26,000	52.0%
(財)南薩地域地場産業振興センター	昭和56年	20,000	13,000	65.0%
(財)枕崎市水産センター	昭和60年	30,000	15,000	50.0%

※ 現在、上記のすべての第三セクターに対して、市からの補助金交付や固定資産税の減免などの財政支援は行っていません。

(2) 土地開発公社

枕崎市土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて、昭和49年に設立以来、公共用地などの取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与してきました。

しかしながら、社会情勢や経済環境の変化等によって、工業団地として整備した用地等の売却が進まず、平成17年3月現在で土地開発公社が保有したままになっている用地は、40,000㎡を超えており、用地取得のために充てた借入金の金利返済などが大きな負担となっています。

このような状況から、「土地開発公社経営健全化計画」を策定して、土地開発公社の抜本的な経営健全化を推進します。

第3 経費節減等の財政効果

本市の財政状況は、依然として非常に厳しい状況にあり、何の手立ても打たずに、これまでどおりの財政運営を継続すれば、財政再建団体へ転落しかねないという危機的状況にあります。

平成18年度予算は、行財政集中改革プランの策定に合わせた全庁的な事務事業等の見直しを徹底して行ったために、予算編成ができましたが、今後の財政推計では、平成19年度以降に財源不足が見込まれています。

今後においては、今回策定した行財政集中改革プランを着実に推進し、財源不足を解消するとともに、健全な財政基盤を確立していく必要があります。

財政の健全化を達成するためには、行財政集中改革プランに掲げている行財政改革の推進項目それぞれで、具体的な実施項目を確実に実行しなければなりません。

また、今回の実施項目として掲げていない項目についても、具体的な実施方法等を検討して行財政集中改革プランに追加し、継続して行財政改革を推進していきます。

【行財政改革実施項目の財政効果】

(単位：千円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
事務事業等の見直し	112,912	152,822	132,929	130,383	529,046
民間委託等の推進	6,148	6,148	25,820	25,820	63,936
組織機構の見直し	10,685	10,685	10,685	10,685	42,740
定員管理の適正化	57,736	79,387	108,255	115,472	360,850
職員給与等の適正化	48,415	93,911	124,441	153,893	420,660
財政効果額合計	235,896	342,953	402,130	436,253	1,417,232
単年度財政効果額	235,896	107,057	59,177	34,123	

※ 「財政効果額合計」の各年度の欄は、平成17年度を起点として、行革の実行によって生じる経費節減等の当該年度までの合計額

※ 「単年度財政効果額」の各年度の欄は、行革の実行によって生じる経費節減等の当該年度の額